

- 3 公的年金保険は、就労に促進的な制度であること（働けば働くほどメリットがあるように制度設計されていること）

公的年金保険は、就労に促進的な制度であること
（働けば働くほどメリットがあるように制度設計されていること）

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 社会保障制度には、税を主な財源として給付やサービスを行う「**福祉的な制度**」と、社会保険料を徴収し給付を行う「**社会保険制度**」がある。**公的年金保険は、「社会保険制度」**である。
- (2) 社会保険制度を採用する**厚生年金保険**では、保険料は賃金に応じて比例的に徴収され、年金も過去の保険料納付に応じて比例的に給付される。すなわち、**賃金が増えれば保険料も増えるが、その分、将来もらえる年金の額も増える**。このようにして、**就労に促進的**であり、働いて保険料を納めれば納めるほどメリットがある制度となっている。このような形で、働けば働くほど、将来の年金を充実させられるという実感を得られるため、保険料負担に対する納得感も得られやすくなる。
- (3) なお、自営業者や被用者（雇用労働者）の被扶養配偶者等に対して用意されている**国民年金制度**は、自営業者に関する所得捕捉の限界や、無業や無収入の者も含めて国民皆年金を実現するため、**定額保険料・定額給付**の制度となっており、「就労」との直接的な結びつきは弱い**が、納めた保険料に応じた給付を行う「社会保険方式」**を採用しているため、「就労」して**保険料負担をすることに対するインセンティブが一定程度働く制度**となっている。
- (4) **税金に基づく制度**の場合、税金は負担能力のある人から徴収する一方、**給付やサービスは、本当に必要な人の必要な量に限り支給されることが多い**。生活保護制度（厳しいミーンズテストがある）を想起すれば理解しやすい。
- (5) また、**税金によるサービス**は、例えば、ゴミの収集や道路の建設、公立学校の運営などを考えてみれば、**サービスの利用と「就労」とに直接的な結びつきはない**ことが理解できる。
- (6) 仮に、保険料が就労状況と関係なく徴収される一方、年金はそのときの所得状況に応じて支給されたり、**ベーシックインカム**のように就労と関係なく一律に支給されたりすれば、働き盛りの時にも、高齢期も、**働こうというインセンティブが大きく削がれることになりかねない**。
- (7) **日本に限らず諸外国でも社会保険制度を採用している国は多数**あるが、このように社会保険制度が広く使われているのは、社会保険制度が「就労」、すなわち、働くことと強く結びついている制度だからである。

- 3 公的年金保険は、就労に促進的な制度であること（働けば働くほどメリットがあるように制度設計されていること）

2 伝える際のポイント

(i) 公的年金保険は「社会保険制度」であり、就労促進的であること

公的年金保険の中核を占める**厚生年金保険は、「就労（賃金）」に着目して保険料を徴収し、保険料を納めたことにより給付を受ける「権利」を与える「社会保険制度」となっている**。厚生年金保険では、支給する年金についても保険料納付の実績に応じて増加する。働いて保険料を納めれば納めるほど、支給される年金も増える。このように、**働いて保険料を納めるメリットが実感できる制度となっており、就労促進的**である。

なお、自営業者や被用者（雇用労働者）の被扶養配偶者等に対して用意されている**国民年金制度**は、自営業者に関する所得捕捉の限界や、無業や無収入の者も含めて国民皆年金を実現するため、**定額保険料・定額給付**の制度となっており、「就労」との直接的な結びつきは弱い**が、払った保険料に応じた給付を行う「社会保険方式」を採用しているため、「就労」して保険料負担をすることに対するインセンティブが一定程度働く制度**となっている。

(ii) 税金に基づく制度は、低めのサービスになることが多いこと

税金に基づく制度の場合には「担税力」といい、税金を負担する能力のある人、もの（例えばたばこ税など）から、その負担能力に応じて徴収するという考え方に立っている。その一方で税金に基づいたサービスの提供に当たっては、**税負担の量に応じてサービス量を定めるわけにはいかず、税負担の量と使えるサービス量の間、基本的につながりはない**。

このため、**税金を使って行う給付やサービスは、税負担の総量や税負担者の納得感という観点から、低い給付やサービスになりやすく、社会保険に比べると権利性は低くなりがち**である。例えば、低所得を理由としてサービスを受ける人は税負担が低い一方、税負担が高い人は所得も高いため、このようなサービスは受けない。結果として、**本当に必要な人に必要な量に限り支給されることが多くなる（福祉的な制度）**。

具体的には、生活保護制度の厳しい審査（ミーンズテスト）がこれに当たる。また、ゴミの収集、道路の建設、公立学校の運営など、**多数のサービス間で限られた税財源をどれに優先して使うかが課題になる**（この結果、税金に基づき社会サービスを受ける権利性は社会保険制度に比べて格段に低くなる）。こうした公共サービスは、「就労」とは直接関係なく受けられるサービスであり、**就労促進的であるともいえない**。

- 3 公的年金保険は、就労に促進的な制度であること（働けば働くほどメリットがあるように制度設計されていること）

(iii) 「就労」との結びつきが高い「社会保険制度」の年金は諸外国も多く採用していること

高齢者や低所得者に対する所得保障のあり方としては、**ベーシックインカム**のように、一定年齢の人に一律に年金を払うことも考えられるが、このためには相当の税負担が必要となる。また、負担と給付との間の関連性が薄いので、権利性も弱く、財政が苦しくなれば容易に水準がカットされかねない。

また、**就労に関係なく一定額が受給できるとなると**、働き盛りの時にも、高齢期も、**働こうというインセンティブが大きく削がれることになりかねない**。

このため、**諸外国でも、「就労」を通じて負担と給付の結びつきが強く、権利性が強い「社会保険方式」を公的年金制度として採用している場合が多い**。なお、相応の税負担をしている国には、社会保険方式による年金と税負担により一定の額を保障する年金を組み合わせる国、税負担による一律の年金支給を中心とし、これに私的年金を組み合わせる国もある。

(iv) 人生 100 年時代に向けては「就労」促進的な社会保険制度が適していること

今後とも日本人の寿命は伸長することが見込まれており、より長く多様な形で高齢期に働く者が増えていくと見込まれる。また、少子高齢化の進展の中で、日本社会として、高齢者就労が一層進むことが期待されている。

ひとり一人の人生で考えた場合でも、公的年金に頼りながら生活する期間が伸びる中で、同時に、年金額の充実も図っていきたいとすれば、**より長く働き保険料の拠出期間を増やし、年金額を増やしていくというアプローチ**が考えられる。

さらに、日本の公的年金保険は 65 歳の年齢に達したら年金を受け取らなければならないというものではなく、基礎年金、厚生年金のいずれも、**65 歳より遅い年齢に繰下げ、年金額を自ら増額しながら、70 歳までの間の好きな時期から受給を開始できる、自由選択できる仕組み**となっている。

このように、**日本の公的年金保険は、働いたほど年金を増やせる制度が用意**されており、保険料に応じて給付が行われる社会保険制度のもと、就労促進的なものとなっている。

- 3 公的年金保険は、就労に促進的な制度であること（働けば働くほどメリットがあるように制度設計されていること）

保険料負担と年金給付（国民年金・厚生年金）

出典：厚生労働省資料を、
公的年金保険研究会
が一部修正

○ 年金額は、**保険料を納付した期間（月数）**と現役時代の**賃金額（標準報酬）**に応じて算定される。

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	<p>月16,540円(R2.4～)</p> <p>→平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円(平成16年度価格)で固定。</p> <p>※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格) ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。</p>	<p>その月の報酬×18.3%(H29.9～) (労使折半)</p> <p>→平成17年度から毎年0.354%ずつ引上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。</p> <p>※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、本人が、月々31,110円(34万×18.3%×1/2)負担。</p>
<p>受給資格期間(10年※)を満たすことが必要 ※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮</p>		
年金給付	<p>基礎年金(老齢)(65歳～)</p> <p>給付額は、保険料を納付した期間で決定する。(満額は定額)</p> <p>月 65,141円 × $\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$ (令和2年度満額)</p> <p>※ 保険料全額免除期間=1/2月 又は 1/3月として計算</p> <p>平均額：月5.6万円</p>	<p>厚生年金(老齢)(65歳～)</p> <p>給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。(報酬比例)</p> <p>平均標準報酬 × $\frac{5,481}{1,000}$ × $\frac{\text{被保険者期間(月数)}}{12}$</p> <p>賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。(賃金スライド)</p> <p>1人当たり平均額：月14.9万円(基礎含む)</p>

3 振り返り

- (1) **厚生年金保険はどのように就労促進的な制度**であるか。
- (2) **税金に基づく制度と社会保険制度ではどのような違い**があるか。
- (3) 諸外国でも公的年金制度として「**社会保険方式**」を採用している国が**多い**のは何故か。